

防府市少年消防クラブ運営指導協議会規約

昭和38年4月1日制定

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は防府市少年消防クラブ運営指導協議会と称し、事務局は防府市消防本部予防課におく。

(目的)

第2条 本会は防府市少年消防クラブ（以下「クラブ」という。）の運営事務を統括し、クラブの指導について研究及び助言し、もってクラブの健全な育成発展を図るとともに、学校及び家庭における火災予防思想の普及に努めることを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第3条 本会は前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) クラブの情報の収集及び交換に関すること。
- (2) クラブの運営及び育成指導に関すること。
- (3) 火災予防思想の普及及び啓発に関すること。
- (4) 火災予防に関する教育資料等の編集及び配布に関すること。
- (5) クラブ及びクラブ員の表彰に関すること。
- (6) その他本会の目的達成のため必要なこと。

第3章 組織及び役員

(組織)

第4条 本会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 消防長
- (2) 予防課長、予防課長補佐及び予防係
- (3) 防府市中学校長会の少年消防クラブ担当校長
- (4) 各中学校の少年消防クラブの指導教諭

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 理事 若干名

(役員を選出、役割及び任期)

第6条 会長は消防長とする。

2 会長は本会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は予防課長とし、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 理事は防府市中学校長会少年消防クラブ担当校長とし、会長、副会長を補佐する。

5 役員任期は原則として1年とする。ただし、再任は妨げない。

6 役員に欠員が生じた場合、補員の任期は、前任者の残任期間とする

(顧問)

第7条 顧問は防府市教育委員会教育長とする。

2 顧問は会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べるができる。

第4章 会議

(会議)

第8条 会議は、定例会及び臨時会とし、会長が招集する。

2 定例会は毎年1回開催し、次に掲げる事項を審議する。

(1) 予算及び決算に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 規約の改廃に関すること。

(4) その他必要な事項。

3 臨時会は、会長が必要と認める場合、その都度これを行う。

第5章 運営

(運営費)

第9条 本会の運営基金は、防府市その他からの補助金をもって充てる。

第6章 会計

(会計)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(決算)

第 11 条 副会長は金銭出納の責に任じ毎年 4 月末日までに収支決算書を作成し、会長の監査を受けなければならない。

第 7 章 雑則

(その他)

第 12 条 会長はクラブ及びクラブ員で成績優秀な者に対して表彰することができる。

2 会長は前項の成績優秀者について山口県消防クラブ連合会等の上部団体に対して、表彰具申することができる。

3 この規約に定めのない事項は、役員の同意を得て会長がこれを定める。

附 則

この規約は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 8 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。